財 務 省 第 11 入 札 等 監 視 委 員 会

平成２３年度第 4 回 定 例 会 議 議 事 概 要

開　催　日　及　び　場　所	平成２４年６月２０日（水）　　四国財務局第二会議室	
委　　員	委員長　髙倉　　康　　（有限責任監査法人トーマツ高松事務所　公認会計士） 委　員　平井　健之　　（国立大学法人香川大学経済学部　教授） 委　員　藤本　邦人　　（アローズ法律事務所　弁護士）	
審　議　対　象　期　間	平成２４年１月１日（日）～ 平成２４年３月３１日（土）	
抽出案件	４件	（備考）
競争入札（公共工事）	１件	契 約 件 名 ：平成23年度高知県内合同宿舎屋上防水改修工事 契約相手方：大三工業株式会社高知支店 契 約 金 額 ：5,040,000円 契約締結日 ：平成24年２月24日 担 当 部 局 ：四国財務局
随意契約（公共工事）	－	－
競争入札（物品役務等）	３件	契 約 件 名 ：電話機の購入 契約相手方 ：南海電設株式会社 契 約 金 額 ：4,266,675円 契約締結日 ：平成24年１月24日 担 当 部 局 ：高松国税局
		契 約 件 名 ：税務相談用パソコンの設定及びインターネット接続環境構築等一式 契約相手方 ：東芝情報機器株式会社四国支店 契 約 金 額 ：5,040,000円 契約締結日 ：平成23年12月７日 担 当 部 局 ：高松国税局
		契 約 件 名 ：平成23年度愛媛県内合同宿舎受水槽等清掃及び水質検査業務 契約相手方 ：有限会社セイコービルサービス 契 約 金 額 ： 976,500円 契約締結日 ：平成24年２月13日 担 当 部 局 ：四国財務局
随意契約（物品役務等）	－	－
応札（応募）業者数１者関連	－	－
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委 員 会 に よ る 意 見 の 具 申 又 は 勧 告 の 内 容	なし	

意見・質問	回答
【案件１】 **「電話機の購入」** 契約相手方 ： 南海電設株式会社 契 約 金 額 ： 4,266,675円 契約締結日 ： 平成24年１月24日 担 当 部 局 ： 高松国税局	
予定価格を積算する際、参考とした製品について、業者に見積りを依頼したのか。	当局使用の電話交換機に接続可能である２機種について、業者に対し見積りを依頼した。
予定価格の積算について、最も安価な製品を参考にしたとのことであるが、実際に契約した製品と異なるのか。 また、落札率が低い理由は何か。	参考とした製品と実際に契約した製品は同じであった。 予定価格の積算に使用した割引率については、以前調達を行った同種物品の案件を参考とした。 電話機の購入を十数年行っていないため、同一物品の割引率を使用することができなかったことから、割引率に差が生じ、その結果落札率が低かったものと思われる。
今回は応札業者が２者であり、他の３者は説明に参加したが入札を辞退したのはなぜか。	当局の電話交換機に接続可能な機種であることが条件だったため、それが影響したと考えられる。
入札参加を辞退した３者の参加資格等級は何であったのか。	Ｂ等級が１者、Ｃ等級が２者であった。
【案件２】 **「平成23年度高知県内合同宿舎屋上防水改修工事」** 契約相手方：大三工業株式会社　高知支店 契 約 金 額 ： 5,040,000円 契約締結日 ： 平成24年２月24日 担 当 部 局 ： 四国財務局	
予定価格の積算について、二つの現場が離れていることは考慮しているのか。	二つの現場が離れていることについての考慮はしていない。
複数箇所の工事の場合まとめて発注するのか、個別に発注するのか、判断基準等はあるのか。	判断基準はないが、四国全域では監理が困難であり、県単位であれば個別に行うよりも監理が容易となるため、まとめて発注している。
今回の入札は２月に行われ工期が１ヶ月となっているが、屋上防水工事の図面作成を業者に委託する等の手順によるものか。	他の宿舎の修繕工事の発注事務を、順次行っているため、この時期の発注となったもので、図面の作成は既に完了していた。

【案件３】 **「税務相談用パソコンの設定及びインターネット接続環境構築等一式」** 契約相手方 ： 東芝情報機器株式会社 契 約 金 額 ： 5,040,000円 契約締結日 ： 平成23年12月７日 担 当 部 局 ： 高松国税局	
これまでにも同様の作業を行っていると思われるが、特定の業者に依頼することはなかったのか。	昨年度までは、パソコンの設定、配送、インターネット接続を分けて入札を行っており、特定の業者への依頼はなかった。
これまでは別々に発注していたものを、まとめた理由は何か。	今回、パソコンの設定とインターネット接続環境設定業務を一本化したことで、パソコンの設定から搬送、インターネット環境設定までの流れが計画どおりスムーズになり、国税局と税務署及び業者との間での調整等事務が削減され効率的に事務を進めることができた。 また、これまでパソコンに不具合があった場合、パソコンの設定業者の責任であるのか、インターネットの設定業者の責任であるのか、曖昧となっており対応に時間がかかっていたが、連絡窓口を一本化したことで早期の対応が可能となった。 更に、各署で調達したり、職員自ら行っていた配線作業等を本業務に含めて調達することで、署の職員の事務量を削減できた。
パソコンは国税庁が用意するということであるが、メーカーや機種は同一か。	過去から使用していたパソコンを利用しているため、メーカーや機種等はバラバラである。
【案件４】 **「平成23年度愛媛県内合同宿舎受水槽等清掃及び水質検査業務」** 契約相手方：有限会社　セイコービルサービス 契 約 金 額 ： 976,500円 契約締結日 ： 平成24年２月３日 担 当 部 局 ： 四国財務局	
平成20年度から参加資格等級を広げたとのことだが、その後どれぐらいの数の業者が応札しているのか。 また、特定の業者と契約することはないか。	平成20年度から参加資格をＣ等級まで拡大したところ、平成20年は交付申請７者、応札者４者、平成21年は交付申請２者、応札者１者、平成22年は交付申請４者、応札者３者、平成23年は交付申請５者、応札者４者となっており、各年度異なる業者と契約している。
各県、年に１回実施しているのか。 また、同じ業者と契約してはいないか。	実施している。 きちんと調べてはいないが、特定の業者と契約することはない。